

令和7年度裾野市農業委員会2月総会 議事録

1. 開催日時 令和8年2月10日(火) 午後1時30分から午後2時15分
2. 開催場所 裾野市役所401会議室
3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	大庭 清宏	7	鈴木 知華	東	飯塚 邦彦	富岡	井上 恭男
2	荻田 弘明			東	芹澤 秀雄	富岡	杉山 守正
3	勝又 直美	9	西島 則夫	西	市川 光一	富岡	渡邊 光永
4	勝又 和一	10	渡邊 博美	深良	大庭 洋行	須山	中村 偉文
		11	杉山 克己	深良	勝又 勝美		
6	杉山 利博	12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

5	杉山 邦利	8	高草 富一				
---	-------	---	-------	--	--	--	--

5. 事務局出席者

事務局長 木原慎也 書記 八木幸次 書記 西島敬光 書記 久保裕太郎

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

7	鈴木 知華	9	西島 則夫
---	-------	---	-------

第3 議事

(1) 報第19号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について

(2) 議第32号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について

(3) 議第33号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について

(4) 議第34号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)の決定について

7. 会議の概要

議長

只今から令和7年度裾野市農業委員会2月総会を開会します。

本日の委員は12名中10名出席ですので、総会は成立しています。

議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。

(異議なし)

議長

それでは、7番 鈴木知華委員、9番 西島則夫委員をお願いします。

会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の久保裕太郎氏を指名します。

それでは、議事に入ります。報第19号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第19号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について 番号1

(議案朗読により説明)

議 長 　ただ今の報第19号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

議 長 　質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思
います。

次に、議第32号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1
事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　はい。議第32号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 　続きまして、地区担当委員 2番 荻田弘明委員から議案について説明をお願いし
ます。

地区担当委員 　申請地は1筆で、市街化調整区域内の青地農地です。

面積は1,233㎡で、地目は公簿、現況ともに畑です。

渡人は、平成13年に相続により申請地を取得しましたが、自身では管理ができな
いため、手放す検討をしていたところ、親族で隣地を所有している受人が譲り受ける
ことで話がまとまり、申請に至りました。

受人は建設業のかたわら、農業にも47年間取り組んでおり、露地野菜や芝、銀杏
などを栽培しております。申請地取得後の経営農地は約7,400㎡で、管理も適切に行
われており、経験、技術についても問題ありません。

従事日数や地域との調和についても問題ないかと思えます。

耕作計画によると、芝を栽培する予定です。

周辺農地への影響は、特にないかと思われま

ご審議のほどお願いします。

議 長 　ただ今の議第32号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 　それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第32号 番号1について、
本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 　それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第32号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号2
事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　はい。議第32号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号2

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 　続きまして、地区担当委員 推進委員 井上恭男委員から議案について説明をお願い
します。

地区担当委員 　申請地は3筆で、市街化調整区域内の白地農地です。

面積は3筆合計508㎡で、地目は公簿が山林と畑、現況は畑です。

渡人は、平成16年と令和4年に、相続により申請地を取得しましたが、一人は遠

方であり、自身では管理ができないため、別の方と中間管理事業により利用権設定をしておりましたが、令和7年9月で期間が終了しました。

その後、隣地を所有している受人が譲り受けることで話がまとまり、申請に至りました。

受人は建設業のかたわら、農業にも47年間取り組んでおり、露地野菜や芝、銀杏などを栽培しております。申請地取得後の経営農地は約6,700㎡で、管理も適切に行われており、経験、技術についても問題ありません。

従事日数や地域との調和についても問題ないかと思えます。

耕作計画によると、露地野菜を栽培する予定です。

周辺農地への影響は、特にないかと思われまます。

ご審議のほどお願いします。

議 長 　　ただ今の議第32号 番号2について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等 なし）

議 長 　　それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第32号 番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 　　それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第33号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　　はい。議第33号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1

（議案朗読・投影写真により説明）

議 長 　　続きまして、地区担当委員 推進委員 勝又勝美委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 　　申請地の現況は畑となっています。

渡人は、平成11年に相続により申請地を相続し、芝を作付しておりましたが、高齢のため数年前からは保全管理をしているのみ行い、売却を検討していました。

受人は、日本全国・アジアで再生可能エネルギーによる発電事業を行っている法人です。

今回、渡人から売却の相談を受け、事業地として活用することで合意したことから、申請に至りました。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思えます。

建築物や工作物に該当する施設がなく、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。電力の受給契約や送電の手続きも進められています。また、転用事業を実施する資金力も確認できていることから一般基準を満たしていると考えられます。

北側は道路及び農地、東側は道路、西側は農地、南側は宅地及び農地に接していません。

申請地は年に2回以上の草刈りを行います。

雨水については、敷地内自然浸透です。汚水・雑排水はありません。

また、申請地内は転圧を行い、隣地への土砂流失を防ぎます。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われまます。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 　　ただ今の議第33号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

岡田廣正会長 　　草刈りについて、年に2回では少ないのでは。

事務局 　　会長がおっしゃる通り年に2回だと間に合わないので、通常申請時に、「年2回の他に苦情があった場合は別途対応する」との文言を申請書に明記するよう指導しているが、今回漏れてしまっていた。許可証発行の際に伝えます。

議 長 　　ほかに質疑等がありましたらお願いします。
それではお諮りします。議第33号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 　　それでは、全会一致で許可することに決定します。
次に、議第34号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)の決定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　　はい。議第34号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)の決定について 番号1

利用権設定地は1筆で、市街化調整区域の青地農地です。

地目は、公簿が田、現況が畑です。

面積は、1,738㎡です。

貸人は令和7年1月に、相続により農地を取得しています。もともと中間管理事業を活用して利用権を設定していましたが、令和8年4月末で期間満了となるため、再度更新の申請をするものです。

借人は、露地野菜などの経営農地が約8,200㎡あり、効率的に管理されております。経験・技術にも問題はありません。

貸付期間は3年間で、賃貸借によるものです。

耕作管理計画によると、露地野菜を作付けする予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

議 長 　　次に、議第33号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)の決定について 番号2
事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　　はい。議第33号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)の決定について 番号2

利用権設定地は1筆で、青地農地です。地目は、公簿、現況ともに畑です。

面積は1,934㎡です。

貸人は令和2年に相続により農地を取得しましたが、自身では管理ができないため、認定農業者である借人に、農地中間管理事業を活用し利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。

借受人は認定農業者であり、経営農地は約1haあり、効率的に管理されております。経験・技術にも問題はありません。

貸付期間は10年間で、使用貸借によるものです。

耕作管理計画によると、そばを作付けする予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

ご質問がありましたらお願いします。

議 長

ただ今の議第33号 番号1～2について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、ご了承いただきたいと思います。
ではこれをもって令和7年度裾野市農業委員会2月総会を閉会します。

令和8年2月10日 (会議録署名人)

7番署名人

鈴木 知華

9番署名人

西 区 剛夫